

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度勝浦町の決算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	62,694 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	911,603 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】 (単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の地方消費税交付金		
社会福祉	社会福祉費	26,571	2,795	0	23,776	2,831
	障害福祉費	162,483	110,319	558	51,606	6,145
	老人福祉費	17,398	685	5,244	11,469	1,366
	児童福祉費	288,000	194,597	16,756	76,647	9,127
社会保険	国民健康保険事業	31,417	19,516	0	11,901	1,417
	後期高齢者医療事業	43,112	23,645	0	19,467	2,318
	介護保険事業	141,543	8,645	0	132,898	15,825
保健衛生	保健衛生費	187,611	2,137	162	185,312	22,066
	健康増進事業費	11,724	0	0	11,724	1,396
	母子衛生費	1,744	29	0	1,715	204
合計		911,603	362,368	22,720	526,515	62,694

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。